

## 大阪医科大学研究支援センター実験動物部門利用者会細則

**第1条** 大阪医科大学研究支援センター実験動物部門細則第7条第2項の規定に基づき、実験動物部門利用者会（以下、「利用者会」という）の組織及び運営について定める。

**第2条** 利用者会は、実験動物部門利用上の諸問題を討議し、利用者相互の益を図ることを目的とする。

**第3条** 利用者会は、動物種別に下記の利用者小会を設ける。

- (1) 利用者会1（一般小動物）
- (2) 利用者会2（ウサギ）
- (3) 利用者会3（イヌ・ネコ）
- (4) 利用者会4（サル）
- (5) 利用者会5（水棲動物等）
- (6) 利用者会6（SPF及び無菌動物）
- (7) 利用者会7（感染動物）
- (8) 利用者会8（遺伝子改変動物）

2 利用者小会は、運営委員会の議により適宜改組し、又は新設する。

**第4条** 利用者会は、各利用者小会代表の互選により議長及び副議長を選出する。

2 各利用者小会は、その動物種の全利用者の互選により代表を選出する。

3 利用者会議長、同副議長の任期は、4月1日より2年とし、再任を妨げない。ただし、連続2期をこえることはできない。

4 欠員により補充された議長、副議長/代表の任期は、前任者の残任期間とし、上記通算期間に含めない。

**第5条** 利用者会/各利用者小会は、下記の場合に開催する。

- (1) 議長/代表が必要と認めるとき。
- (2) 複数の利用者小会代表/利用者小会に属する複数の利用者の要求のあるとき。
- (3) 実験動物部門長が必要と認めるとき。

2 利用者会は、動物実験を行っている教室・部局の代表の過半数の出席（代理出席及び委任状を含む。）により議事を開き、また各利用者小会は、利用者の過半数の出席（同上）により議事を開く。

3 採決を要するときは出席者の過半数の賛否によって決し、可否同数のときは議長/代表が決する。

**第6条** 各利用者小会は、その利用者小会以外の者を出席させ、意見を述べさせることができる。

### 附 則

この規則は、昭和63年10月19日から施行する。

### 附 則

この改正は、平成5年9月29日から施行する。

### 附 則

この改正は、平成29年11月1日から施行する。